



県章

# 滋賀県公報

令和5年(2023年)  
4月4日  
第398号  
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

### ○ 告示

- 滋賀県消費生活センターの消費生活相談の事務を行う日時の変更(県民活動生活課) ..... 1
- 県税の収納事務の委託(税政課) ..... 2
- 滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例による指定保管業者の地位の承継(琵琶湖保全再生課) ..... 2
- 通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更に係る掲示の要旨(森林保全課) ..... 2
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(医療福祉推進課) ..... 3
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(医療福祉推進課) ..... 3
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定(医療福祉推進課) ..... 3
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止の届出(医療福祉推進課) ..... 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課) ..... 4
- コラボしが21貸会議室利用料の徴収事務の委託(商工政策課) ..... 4
- 道路区域の変更(道路保全課) ..... 4
- 道路の供用開始(道路保全課) ..... 6
- 河川区域の廃止による廃川敷地等(流域政策局) ..... 6
- 河川区域の変更(流域政策局) ..... 7

### ○ 公告

- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告(中小企業支援課) ..... 7
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(住宅課) ..... 8
- 一般競争入札の公告(教育総務課、警察本部会計課) ..... 8

### ○ 健康福祉事務所告示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(湖北) ..... 12
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止の届出(高島) ..... 12

### ○ 農業農村振興事務所公告

- 土地改良区役員退任および就任公告(湖北) ..... 12

### ○ 公安委員会公告

- 警備員指導教育責任者講習新規取得講習および追加取得講習開催公告(生活安全企画課) ..... 13

## 告示

### 滋賀県告示第155号

滋賀県消費生活センターについて、次のとおり消費生活相談の事務を行う日および時間を変更したので、滋賀県消費生活条例(昭和50年滋賀県条例第43号)第37条の3の規定に基づき告示する。

令和5年4月4日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 名称 滋賀県消費生活センター
- 2 所在地 彦根市元町4番1号
- 3 消費生活相談の事務を行う日および時間

- (1) 変更前 毎週月曜日から土曜日の9時15分から16時まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(土曜日である場合を除く。))および12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。)
- (2) 変更後 毎週月曜日から金曜日の9時15分から16時まで(国民の祝日に関する法律に規定する休日および12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。)

4 変更年月日 令和5年4月1日

#### 滋賀県告示第156号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定に基づき、滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)に基づく県税の収納事務の一部を次のとおり委託した。

令和5年4月4日

滋賀県知事 三日月 大造

- 委託の相手方 一般社団法人滋賀県自動車整備振興会 守山市木浜町2298番地の1
- 委託事務の内容 滋賀県自動車税事務所における自動車税(滋賀県税条例等の一部を改正する条例(平成28年滋賀県条例第52号)第2条の規定による改正前の滋賀県税条例に規定する自動車税を含む。)の収納事務
- 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 収納の方法 現金で収納する。

#### 滋賀県告示第157号

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例(平成14年滋賀県条例第52号)第15条の2第2項の指定保管業者として指定した者のうち、次の者について、地位の承継に伴い指定保管業者の名称の変更があった。

令和5年4月4日

滋賀県知事 三日月 大造

承継人である指定保管業者の氏名または名称	承継人である指定保管業者の住所または主たる事務所の所在地	被承継人である指定保管業者の氏名または名称	被承継人である指定保管業者の住所または主たる事務所の所在地	変更年月日
株式会社ビワコマリーナフリオ	大津市苗鹿三丁目19番地19	有限会社ビワコマリン寺田	大津市苗鹿三丁目19番地19	令和4.12.31

#### 滋賀県告示第158号

令和4年農林水産省告示第387号で告示のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を東近江市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年4月4日

滋賀県知事 三日月 大造

- 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 東近江市黄和田町字大平217、字火打場219から221まで
- 通知の内容の要旨 令和4年農林水産省告示第387号のとおり

#### 滋賀県告示第159号

令和4年農林水産省告示第388号で告示のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を東近江市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年4月4日

滋賀県知事 三日月 大造

- 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 東近江市猪子町字中道186-1、南須田町字八ヶ谷834-6、834-19、834-25、834-27、834-31、834-33、834-36、834-37、834-91、834-96、834-97、834-104、834-129、834-131、佐野町字山面898

2 通知の内容の要旨 令和4年農林水産省告示第388号のとおり

滋賀県告示第160号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和5年4月4日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
コープしがヘルパーステーション ぼこ守山	守山市守山四丁目7-20辻田ビル1階	生活協同組合コープしが 代表理事 白石一夫	野洲市富波甲972番地	訪問介護	令和5.4.1	2570701173

滋賀県告示第161号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和5年4月4日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
朽木小規模特別養護老人ホームやまゆりの里 ショートステイ	高島市朽木市場656番地	社会福祉法人ゆたか会 理事長 杉橋研一	高島市今津町南新保87番15	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	2572200273	令和5.3.31

滋賀県告示第162号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和5年4月4日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問看護ステーション Creet	草津市上笠四丁目29番2号	株式会社Creet 代表取締役 岡部正信	草津市上笠四丁目29番2号	訪問看護 介護予防訪問看護	令和5.4.1	2560690204
訪問看護ステーション Cras	守山市守山三丁目17-3風の薫荘6号室	合同会社Cras 代表社員 勝木佐友里	守山市梅田町5番20-201号	訪問看護 介護予防訪問看護	令和5.4.1	2560790160
朽木小規模特別養護老人ホームやまゆりの里	高島市朽木市場656番地	社会福祉法人初穂会 理事長 林隆春	千葉県千葉市稲毛区萩台町380-2	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活	令和5.4.1	2572200786

ショートステイ				介護		
---------	--	--	--	----	--	--

#### 滋賀県告示第163号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和5年4月4日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
訪問看護ステーションあかり	栗東市小平井二丁目21-38 サイプリスコーポ小平井101	有限会社エスケイサポート 代表取締役 中西誠司	草津市東矢倉三丁目35-40	訪問看護 介護予防訪問看護	2561290046	令和5.3.31

#### 滋賀県告示第164号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和5年4月4日

滋賀県知事 三日月 大造

#### 精神通院医療機関

名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
いちえ薬局八日市緑町店	東近江市八日市緑町28番1	薬局	三登直哉	令和5.4.1

#### 滋賀県告示第165号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和5年4月4日

滋賀県知事 三日月 大造

#### 更生医療機関および育成医療機関

自立支援医療の種類	名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
更生医療・育成医療	いちえ薬局八日市緑町店	東近江市八日市緑町28番1	薬局	三登直哉	令和5.4.1

#### 滋賀県告示第166号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、コラボしが21貸会議室利用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和5年4月4日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 委託の相手方 PFI 滋賀21会館株式会社 大津市別保一丁目15番38号
- 2 委託事務の内容 コラボしが21貸会議室利用料の徴収事務
- 3 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

#### 滋賀県告示第167号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和5年4月4日から令和5年4月18日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月4日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	彦根近江八幡線	彦根市八坂町字江面須賀939番4地先から	変更後	最小 17.2m	16.3m	管理界の変更に伴う道路区域の変更
		彦根市八坂町字江面須賀939番3地先まで		最大 20.1m		
		彦根市八坂町字江面須賀939番4地先から	変更前	最小 17.2m	16.3m	
		彦根市八坂町字江面須賀939番3地先まで		最大 19.6m		
		彦根市八坂町字頭無2023番3地先から	変更後	最小 24.9m	22.7m	
		彦根市八坂町字頭無2023番1地先まで		最大 34.8m		
	彦根市八坂町字頭無2023番3地先から	変更前	最小 24.9m	22.7m		
	彦根市八坂町字頭無2023番1地先まで		最大 34.2m			
	稲枝沢線	彦根市肥田町字目栗888番1地先から	変更後	最小 7.5m	136.7m	道路改良工事(歩道整備)に伴う道路区域の変更
		彦根市肥田町字塚乞手887番1地先まで		最大 12.2m		
		彦根市肥田町字目栗888番1地先から	変更前	最小 6.5m	136.7m	
		彦根市肥田町字塚乞手887番1地先まで		最大 10.5m		
湖東愛知川線	愛知郡愛荘町市字村ノ内930番地先から	変更後	最小 8.2m	38.3m	道路改良工事(歩道整備)に伴う道路区域の変更	
	愛知郡愛荘町市字村ノ内927番地先まで		最大 13.0m			
	愛知郡愛荘町市字村ノ内930番地先から	変更前	最小 4.9m	38.3m		
	愛知郡愛荘町市字村ノ内927番地先まで		最大 10.1m			
	犬上郡豊郷町大字四十九院字		最小		道路改良工事	

安食西八目線	北ノ町845番地先から	変更後	8.2m	34.8m	(路肩整備) に伴う道路区 域の変更
	犬上郡豊郷町大字四十九院字 北ノ町847番地先まで		最大 8.7m		
	犬上郡豊郷町大字四十九院字 北ノ町845番地先から	変更前	最小 7.2m		
	犬上郡豊郷町大字四十九院字 北ノ町847番地先まで		最大 8.4m		

#### 滋賀県告示第168号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和5年4月4日から令和5年4月18日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月4日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
彦根近江八幡線	彦根市八坂町字江面須賀939番4地先から 彦根市八坂町字江面須賀939番3地先まで	令和5.4.4	L=16.3m
	彦根市八坂町字頭無2023番3地先から 彦根市八坂町字頭無2023番1地先まで	令和5.4.4 9時	L=22.7m
稻枝沢線	彦根市肥田町字目栗888番1地先から 彦根市肥田町字塚乞手887番1地先まで	令和5.4.4 9時	L=136.7m
湖東愛知川線	愛知郡愛荘町市字村ノ内930番地先から 愛知郡愛荘町市字村ノ内927番地先まで	令和5.4.4 9時	L=38.3m
安食西八目線	犬上郡豊郷町大字四十九院字北ノ町845番地先から 犬上郡豊郷町大字四十九院字北ノ町847番地先まで	令和5.4.4 9時	L=34.8m
中河内木之本線	長浜市余呉町小原字里ノ内304番地先から 長浜市余呉町小原字里ノ内302番地先まで	令和5.4.4	L=19.0m

#### 滋賀県告示第169号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、滋賀県土木交通部流域政策局および滋賀県大津土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和5年4月4日

滋賀県知事 三日月 大造

- 河川の名称 淀川水系一級河川盛越川
- 廃川敷地等が生じた年月日 令和5年4月4日
- 廃川敷地等の位置 大津市晴嵐二丁目字南1番4、1番5、1番6、1番7、字平田25番37、25番38
- 廃川敷地等の種類および数量 土地 132.45㎡

#### 滋賀県告示第170号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、滋賀県土木交通部流域政策局および滋賀県湖東土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和5年4月4日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 河川の名称 淀川水系一級河川琵琶湖
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 令和5年4月4日
- 3 廃川敷地等の位置 彦根市八坂町字江面須賀943番地2
- 4 廃川敷地等の種類および数量 土地 40.84㎡

#### 滋賀県告示第171号

淀川水系に係る指定区間の一級河川琵琶湖について、昭和51年滋賀県告示第163号で指定した河川区域のうち、彦根市八坂町字江面須賀943番地2地先の区域を次のように変更する。

「次の図面」は省略し、滋賀県土木交通部流域政策局河川・港湾室および滋賀県湖東土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和5年4月4日

滋賀県知事 三日月 大造

変更する区域 次の図面で黄色で着色した部分に該当する土地の区域

## 公 告

#### 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和5年4月4日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称)パロー草津下物店、(仮称)クスリのアオキ草津下物店 草津市下物町字堤51番1ほか7筆
- 2 意見の概要 草津市からの意見
  - (1) 夜間に発生する騒音の発生源毎の予測結果において、予測地点aおよびbにおける来客用車両走行音の騒音レベルの最大値が規制基準値を上回る予測結果となっているため、場内走行速度をできるだけ抑え、無駄な空ぶかしなどを行わないよう、掲示板等による周知を徹底し、開店後において周辺住民の方から苦情等が寄せられた場合には、話し合いを持ち、誠意ある対応を行ってください。
  - (2) 夜間に発生する騒音の発生源毎の予測結果において、予測地点dにおける冷凍機の騒音レベルが規制基準値を上回る予測結果となっているが、予測地点dの周辺は農地であり隣接する住宅がないことから、周辺の生活環境に影響は少なく、問題はないと考えられるものの、予測地点dの周辺に住宅等が立地した場合は、遮音壁の設置等、必要な対策を行ってください。
  - (3) 店舗設置に伴い、周辺道路の利用者が増加することで、交通渋滞の発生や生活道路における交通量の増加が懸念されることから、誘導方法等について十分に計画していただき、スムーズな交通流動を確保し、交通渋滞が生じないようにしてください。
  - (4) 県道大津守山近江八幡線については、市コミュニティバスの運行ルートとなっているため、工事期間中、道路の通行制限を行う場合には、適正に手続きをしていただくとともに、造成・建設工事等における工事車両については、近隣道路の交通等に十分配慮してください。
  - (5) 今後バス停を設置することとなった場合に備え、サイクルアンドバスライドの検討をしてください。
  - (6) 近隣に対し十分な説明を行ってください。
  - (7) 当該地は下物町地区計画区域内であるため、区域の整備・開発および保全の方針に配慮してください。
  - (8) 当該開発については、草津市景観計画区域内における行為の届出がなされていますが、当該届出書の内容を変更(色彩の変更等)する場合は、心地よさの感じられる景観の維持および創出を図るため、周囲の景観に配慮し、景観法(平成16年法律第110号)に基づく行為の変更届出を適切な時期に行ってください(田園ゾーン・幹線道路軸)。
  - (9) 屋外広告物を掲出する場合は、草津市屋外広告物条例(平成24年草津市条例第16号)に基づき都市計画課に許可申請をしてください(第1種許可地域、第2種許可地域)。
  - (10) 工事現場を覆う防音シート等に記載されたイラスト、社名等も広告物に該当するため、(9)と同様に許可申請をしてください。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間

## (1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号

## (2) 縦覧期間 令和5年4月4日から令和5年5月8日まで

-----  
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年4月4日

滋賀県知事 三日月 大 造

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
彦根市川瀬馬場町269-14 小路銘木店 小路定雄	犬上郡多賀町大字多賀字下 屋敷464番 外14筆	5,082.08㎡	令和5.3.24	6572

-----  
一般競争入札の公告

滋賀県立学校に係る校務用端末等の借入について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和5年4月4日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 1 入札に付する事項

- 案件名および数量 滋賀県立学校に係る校務用端末等の借入 一式
- 案件の内容等 校務用端末、周辺機器、ソフトウェアライセンス等(一部に設定、搬入および設置作業を含む。)一式。詳細は入札説明書による。
- 納入期限 令和5年9月29日(金)
- 借入期間 令和5年10月1日(日)から令和10年9月30日(土)まで
- 設置場所 入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- 入札参加者に必要な資格等(令和5年滋賀県告示第79号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

大分類：役務

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所等で資格審査の申請を行うこと。申請は随時受け付けるが、審査および登録までに時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL 077-528-4314

- 入札説明書に併せて交付する「滋賀県立学校に係る校務用端末等の借入仕様書」に示す機能、性能等を満たす借入物品の提供が可能なる者であること。
- 借入期間中、借入物品に係る修理および部品供給等を行う体制を整えられる者であること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等

この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類(以下「事前提出書類」という。)を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。入札参加資格がないと認めた者は、この入札に参加することができない。

- 必要とする書類 入札説明書に示す以下の書類を提出すること。

様式1「入札参加資格確認申請書」、様式2「校務用端末A(ノート型)機能証明書」、様式3「校務用端末B(ノート型)機能証明書」、様式4「校務用端末C(デスクトップ型)機能証明書」および様式5「周辺機器

機能証明書」ならびに2(5)に掲げる機能、性能等を証明するパンフレット等

(2) 提出期限 令和5年4月25日(火)17時までとする。なお、それ以後において再申請を受け付けるが、この場合には、4(6)の入札を行おうとする実行日までに提出するものとする。ただし、事前提出書類の提出を適正に履行しなかった者の入札および審査に合格しなかった場合の入札は無効になるので注意すること。

(3) 提出場所 滋賀県教育委員会事務局教育総務課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4518

#### 4 入札執行の日時、場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県教育委員会事務局教育総務課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4518 電子メール scict@pref.shiga.lg.jp

(2) 契約条項を示す期間 令和5年4月4日(火)9時から令和5年5月15日(月)12時まで

(3) 入札説明書等の交付方法 「滋賀県物品・役務電子調達システム(以下「電子調達システム」という。)」または電子メールにより交付する。電子メールにより交付を希望する場合は(1)に示すメールアドレス宛てに、メール表題を「校務用端末等の借入に係る入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属・氏名、連絡先電話番号、FAX番号、送付先のメールアドレスを記載した電子メールを送信すること。当該メールを受信した後、送付先のメールアドレス宛てに入札説明書等を送信する。

(4) 入札説明会の日時および場所 入札説明会は開催しない。

(5) 入札書の提出期間 令和5年5月8日(月)9時から令和5年5月15日(月)12時まで

(6) 入札書の提出場所および提出方法

ア 電子入札による場合 電子調達システムを利用し、(5)の入札書の提出期間内に入札すること。

イ 持参による場合 紙の入札書を(5)の提出期間内に(1)に示す場所に持参すること。

ウ 郵送による場合 紙の入札書を(5)の提出期間内に(1)に示す場所に必着させること(書留郵便に限る。)

なお、送料は自己負担とする。

(7) 開札の日時および場所 令和5年5月16日(火)14時 滋賀県教育委員会事務局教育総務課

#### 5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。

(2) 入札金額は、総賃貸借料を記載すること。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この公告に示した物品を貸し付けることができると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

(1) 入札参加者に要求される事項 入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県から事前提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。

(2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。

(3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内に入札がない場合は、直ちに再度の入札を行うことがある。なお、失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(4) 落札者は、落札決定の日以後7日以内(契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで)に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

- (5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (6) 滋賀県議会の議決を要する契約にあつては、議決までの間は仮契約として、議決を得たときに契約が成立するものとする。
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

### 13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Personal computers with software and peripheral equipments, delivery and installation included, 4001 units
- (2) Deadline for tender: 12:00, May 15, 2023
- (3) For further information, contact: General Education Division, Prefectural Board of Education, Shiga Prefectural Government, 4-1-1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-4518 E-Mail scict@pref.shiga.lg.jp

### 一般競争入札の公告

滋賀県警察本部交通管制システム上位装置の借入について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和5年4月4日

滋賀県知事 三日月 大 造

#### 1 入札に付する事項

- (1) 借入物品名および数量 滋賀県警察本部交通管制システム上位装置(搬入設置作業および保守を含む。) 一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による。
- (3) 借入期間 令和6年3月1日(金)から令和11年2月28日(水)まで
- (4) 借入場所 仕様書による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和5年滋賀県告示第79号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のように登録されている者であること。

ア 営業種目 大分類: 役務 中分類: リース・レンタル

イ 地域要件 問わない。

新たに入札参加資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。なお、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- (5) 借入期間中、借入物品に係る修理、部品の供給等を行う体制が整備されている者であること。
- #### 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書、機能証明書および提案機器等一覧
- (2) 提出期間 令和5年4月24日(月)午前9時から同年5月1日(月)午後3時まで
- (3) 提出場所 滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県警察本部警務部会計課 〒520-8501 大津市打出浜1番10号

#### 4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県警察本部警務部会計課 〒520-8501 大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231(内線2235)

- (2) 契約条項を示す期間 令和5年4月4日(火)から同年6月13日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時までおよび同月14日(水)の午前9時から午前11時まで
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは郵送により交付する。なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (4) 入札説明会 行わない。
- (5) 入札書の受領期限 令和5年6月14日(水)午前11時まで
- (6) 入札書の提出方法
  - ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、(5)の入札書の受領期限までに入札すること。
  - イ 持参による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に持参すること。
  - ウ 郵便による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に必着させること。なお、書留郵便に限るものとし、この場合の送料は自己負担とする。
- (7) 開札の日時および場所 令和5年6月14日(水)午後1時30分 滋賀県物品・役務電子調達システムによる。

## 5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定による。
- (2) 入札金額は、総貸賃借料の総額を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。詳細については入札説明書による。

## 6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

## 7 契約書の作成の要否 要

## 8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

## 9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

## 10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

## 11 契約手續において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

## 12 その他必要事項

- (1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
- (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

## 13 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be rented : Traffic control system the higher-level device, 1 set (Including the carry-installation work and maintenance)
- (2) Deadline for tender : 11 : 00, June 14, 2023
- (3) For further information, contact : Finance Division, Police Administration Department, Shiga Prefectural Police Headquarters, 1-10 Uchidehama, Otsu-shi, Shiga 520-8501 Japan TEL 077-522-1231(Extension 2235)

## 健康福祉事務所告示

## 滋賀県湖北健康福祉事務所告示第1号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和5年4月4日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 嶋村清志

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
ヘルパーステーションリーチまいばら	米原市顔戸681-1-201	株式会社Reach・Carerent 代表取締役 横内貴志	大津市御殿浜2-30	訪問介護	令和5.4.1	2572400626

## 滋賀県高島健康福祉事務所告示第1号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和5年4月4日

滋賀県高島健康福祉事務所長 切手俊弘

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
地域密着型小規模特別養護老人ホームショートステイやまゆりの里	高島市朽木市場656番地	社会福祉法人ゆたか会 理事長 杉橋研一	高島市今津町南新保87番地15	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	2572200638	令和5.3.31

## 農業農村振興事務所公告

## 土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、入江干拓土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和5年4月4日

滋賀県湖北農業農村振興事務所長 國友芳蔵

## 1 退任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	堀川 弥二郎	米原市磯2159番地
〃	平尾 道雄	同 市堂谷249番地
〃	久米 辰雄	同 市梅ヶ原2423番地
〃	西川 喜代次	同 市梅ヶ原976番地
〃	赤堀 多津雄	同 市米原617番地
〃	角田 義明	同 市下多良372番地
〃	角田 仁	同 市中多良312番地
〃	田中 進	同 市入江436番地1
〃	荒尾 正智	同 市朝妻筑摩1398番地

〃	藤 居 和 彦	同 市朝妻筑摩1637番地
〃	眞 野 康 夫	同 市朝妻筑摩1914番地 8
〃	林 春 雄	同 市磯1802番地 1
〃	椋 田 稔 夫	同 市入江711番地 1
〃	堀 部 春 美	同 市磯1302番地 1
〃	堀 川 太 嗣	同 市磯2040番地
〃	堀 江 成 雄	同 市磯2140番地
〃	大 橋 正 史	同 市入江1565番地
〃	成 宮 恒 夫	同 市入江1376番地 1
監 事	寺 村 定 夫	同 市梅ヶ原874番地
〃	川 合 洋 三	同 市下多良327番地
〃	山 本 孝 一	同 市磯2051番地
〃	川 瀬 保	同 市入江1309番地

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	堀 川 弥 二 郎	米原市磯2159番地
〃	平 尾 道 雄	同 市堂谷249番地
〃	久 米 辰 雄	同 市梅ヶ原2423番地
〃	寺 村 定 夫	同 市梅ヶ原874番地
〃	杉 江 秀 文	同 市米原208番地 4
〃	角 田 義 明	同 市下多良372番地
〃	澤 田 勉	同 市中多良361番地
〃	田 中 進	同 市入江436番地 1
〃	荒 川 博	同 市朝妻筑摩1434番地
〃	竹 中 正 義	同 市朝妻筑摩1667番地
〃	藤 居 和 彦	同 市朝妻筑摩1637番地
〃	北 川 良 徳	同 市磯1725番地 1
〃	椋 田 忠	同 市入江854番地 4
〃	磯 谷 専 一 郎	同 市磯1314番地 1
〃	堀 川 太 嗣	同 市磯2040番地
〃	山 本 孝 一	同 市磯2051番地
〃	井 筒 義 弘	同 市入江1567番地
〃	池 田 茂	同 市入江1380番地 1
監 事	西 川 喜 代 次	同 市梅ヶ原976番地
〃	氏 原 義 美	同 市中多良324番地
〃	堀 江 成 雄	同 市磯2140番地
〃	川 瀬 保	同 市入江1309番地

公 安 委 員 会 公 告

警備員指導教育責任者講習新規取得講習および追加取得講習開催公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習〔新規取得講習・追加取得講習〕を次のとおり実施する。

令和5年4月4日

滋賀県公安委員会委員長 北 村 嘉 英

1 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）

2 講習日時

(1) 新規取得講習 令和5年5月10日(水)から同月18日(木)まで（土曜日および日曜日を除く。）の午前9時から午

後5時まで

(2) 追加取得講習 令和5年5月15日(月)から同月18日(木)までの午前9時から午後5時まで

3 修了考査 新規取得講習については令和5年5月19日(金)午前9時から100分間、追加取得講習については同日午前9時から35分間

4 講習場所 大津市打出浜1番6号 大津市勤労福祉センター

5 受講定員 新規取得講習および追加取得講習を合わせて30人

6 講習科目 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第5条および第6条に規定する講習事項

7 受講対象者

(1) 新規取得講習 受講申込みを行う日において、警備員指導教育責任者資格者証または警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けていない者であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習 受講申込みを行う日において、1号警備業務以外の警備業務の区分の資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に合格した者

オ 旧2級検定に合格した者であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

8 受付期間 令和5年4月10日(月)から同月18日(火)まで(土曜日および日曜日を除く。)とする。ただし、定員に達し次第締め切る。

9 申込場所 滋賀県内の最寄りの警察署

10 申込方法 6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書1通に、次の(1)または(2)に掲げる書類を添付して申込場所に提出すること。

(1) 新規取得講習の場合

ア 7(1)アに該当する者については、1号警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)および履歴書

イ 7(1)イに該当する者については、1級検定の合格証明書の写し

ウ 7(1)ウに該当する者については、2級検定の合格証明書の写しおよび警備業務従事証明書

エ 7(1)エに該当する者については、旧1級検定の合格証の写し

オ 7(1)オに該当する者については、旧2級検定の合格証の写しおよび警備業務従事証明書

(2) 追加取得講習の場合

ア 7(2)アに該当する者については、資格者証等の写し、警備業務従事証明書および履歴書

イ 7(2)イに該当する者については、資格者証等の写しおよび1級検定の合格証明書の写し

ウ 7(2)ウに該当する者については、資格者証等の写し、2級検定の合格証明書の写しおよび警備業務従事証明

## 書

エ 7(2)エに該当する者については、資格者証等の写しおよび旧1級検定の合格証の写し

オ 7(2)オに該当する者については、資格者証等の写し、旧2級検定の合格証の写しおよび警備業務従事証明書

- 11 受講料 申込時に、新規取得講習にあつては47,000円、追加取得講習にあつては23,000円に相当する額の滋賀県警察関係事務手数料収入証紙により納付すること。なお、納付した受講料は、申込受理後は、申込みを取り消した場合、講習を受けなかった場合等でも還付しない。
- 12 携行品 筆記具および警備業関係法令集を持参すること。
- 13 集合時間等 集合時間等の詳細については、申込時に交付する「講習のしおり」を参照すること。
- 14 実施委託 この講習は、一般社団法人滋賀県警備業協会に委託して実施する。
- 15 問合せ先 滋賀県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話 077-522-1231)または各警察署の生活安全課もしくは生活安全刑事課
- 16 その他 天災その他の不可抗力の事態により、講習日、場所等を変更し、または講習を中止する可能性があるので、滋賀県警察本部ホームページで最新の情報を確認すること。

